



ブランド契約要綱

2026年4月1日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

ブレンド契約要綱

1 対象となるお客さま

このブレンド契約要綱（以下「この要綱」といいます。）は、電気需給約款〔特別高圧・高圧〕（以下「需給約款」といいます。）の適用を受けて、お客さまの発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受けようとする需要で、契約電力が50キロワット以上であり、1需要場所について2契約種別を適用して1需給契約（以下「本契約」といいます。）を結ぶことについて、当社との協議が調ったものに適用いたします。

なお、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情があり、お客さまが希望される場合で、当該一般送配電事業者等との協議が調ったときは、契約電力が50キロワット未満のものについても適用することがあります。

2 要綱の変更

- (1) 当社は、次の場合には、この要綱を変更することができます。この場合、当社は、実施期日および変更後のブレンド契約要綱について、相当な予告期間をおいて、電磁的方法により周知するものとし、実施期日以降の電気料金その他の供給条件は、契約期間満了前であっても、変更後のブレンド契約要綱によります。
- イ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この要綱を変更する必要が生じた場合
- ロ 電源の調達価格の高騰その他経済情勢の変化等の合理的な理由により、当社がこの要綱を変更する必要があると判断した場合
- (2) 当社は、この要綱を変更しようとする場合、変更しようとする事項について、その変更に先だって、契約締結前交付書面を交付し、または電磁的方法により提供し、説明いたします。

また、変更した事項、本契約を変更した日、供給地点特定番号ならびに

当社の名称および所在地について、この要綱の変更後遅滞なく、契約締結後交付書面を交付し、または電磁的方法により提供いたします。

なお、その他の事項については、原則として契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付または電磁的方法による提供ならびに説明を省略いたします。

3 本契約の申込み

- (1) お客様が新たに本契約を希望される場合、ベースロード電力、ベースロード電力までの需要（以下「ベースロード」といいます。）に適用する契約種別（以下「ベースロード契約種別」といいます。）およびベースロード電力をこえ契約電力までの需要（以下「ピークロード」といいます。）に適用する契約種別（以下「ピークロード契約種別」といいます。）を申し出させていただきます。
- (2) ベースロード契約種別およびピークロード契約種別は、次のいずれかの組み合わせといたします。

ベースロード契約種別	ピークロード契約種別
ベーシックプラン	ベーシックプラン
市場調整ゼロプラン	市場価格連動プラン
市場価格連動プラン	

4 契 約 期 間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、本契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度の末日までといたします。

また、契約期間満了に先だってお客様または当社から別段の意思表示がない場合は、本契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続さ

れるものといたします。この場合、当社は、新たな契約期間について、契約期間満了に先だって、契約締結前交付書面を交付し、または電磁的方法により提供し、説明し、また、新たな契約期間、本契約を継続した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地について、本契約の継続後遅滞なく、契約締結後交付書面を交付し、または電磁的方法により提供いたします。

なお、その他の事項については、原則として契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付または電磁的方法による提供ならびに説明を省略いたします。

- (2) お客様の需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(1)にかかわらず、原則として当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

5 契 約 電 力 等

- (1) 契約電力、ベースロード電力およびピークロード電力は、次のとおりといたします。

イ 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力をいい、次によって定めます。

- (イ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受け、契約電力が500キロワット以上の場合

ベースロード電力にお客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を加えた値を基準として、お客様と当社との協議によって定めます。

- (ロ) 高圧で電気の供給を受け、契約電力が500キロワット未満の場合
需給約款のベーシックプランに準じて定めます。

- (ハ) 契約電力を(ロ)によって定めるお客様の最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を(イ)によってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、(ロ)によって定めます。

ロ ベースロード電力

ベースロードの最大電力をいい、需給約款のベーシックプラン（契約電力が500キロワット以上の場合）に準じてお客さまと当社との協議によって定めます。

ハ ピークロード電力

ピークロードの最大電力をいい、イの契約電力からロのベースロード電力を差し引いた値といたします。

- (2) 高圧で電気の供給を受け、契約電力が500キロワット未満のお客さまの契約電力がベースロード電力を下回る場合は、ベースロード電力を(1)ロによってすみやかに定めることとし、それまでの間のベースロード電力は、契約電力の値といたします。

6 料 金

料金は、契約種別ごとに、基本料金、電力量料金および需給約款別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、契約種別ごとの電力量料金に準じて、需給約款別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額または需給約款別表4（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

(1) 基 本 料 金

基本料金は、ベースロードについては、ベースロード電力およびベースロード契約種別の基本料金率により、ピークロードについては、ピークロード電力およびピークロード契約種別の基本料金率により、算定いたします。ただし、ベースロードおよびピークロードについて、まったく電気を使用しない場合（需給約款の予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、お客さまのその1月のピークロード使用電力量が零の場合のピークロードに係る基本料金は、半

額といたします。

(2) 電力量料金

電力量料金は、ベースロードについては、ベースロード使用電力量およびベースロード契約種別の電力量料金率により、ピークロードについては、ピークロード使用電力量およびピークロード契約種別の電力量料金率により、算定いたします。

(3) 力率割引および割増し

イ 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

7 不足電力の補給にあてるための電気の使用通知

- (1) お客様が、お客様の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。
- (2) 定期検査または定期補修は、その実施の1月前までに当社へ当社所定の様式により通知していただきます。
- (3) 当社は、必要に応じてお客様から発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

8 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、お客様の供給地点に係る30分ごとの託送約款等に定める接続供給電力量といたします。
- (2) 料金の算定期間の使用電力量は、イの料金の算定期間のベースロード使用電力量およびロの料金の算定期間のピークロード使用電力量の合計といたします。

なお、ベースロード電力の値を2で除した値は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

イ 料金の算定期間のベースロード使用電力量は、次により算定した30分ごとのベースロード使用電力量を料金の算定期間（ただし、本契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

- (イ) ベースロード電力の値を2で除した値が30分ごとの使用電力量を上回る場合は、30分ごとの使用電力量といたします。
- (ロ) (イ)以外の場合は、ベースロード電力の値を2で除した値といたします。

ロ 料金の算定期間のピークロード使用電力量は、次により算定した30分ごとのピークロード使用電力量を料金の算定期間（ただし、本契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

- (イ) イ(イ)の場合は、零といたします。
- (ロ) イ(ロ)の場合は、30分ごとの使用電力量からベースロード電力の値を2で除した値を差し引いた値といたします。

- (3) 料金の算定期間の時間帯別のベースロード使用電力量またはピークロード使用電力量は、時間帯別に、(2)イまたはロによって算定された30分ごとのベースロード使用電力量またはピークロード使用電力量を料金の算定期間（ただし、本契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅

日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。)において合計した値といたします。ただし、料金の算定期間の夜時間のベースロード使用電力量またはピークロード使用電力量は、料金の算定期間のベースロード使用電力量またはピークロード使用電力量から夜時間を除く時間帯別のベースロード使用電力量またはピークロード使用電力量の合計を差し引いた値といたします。

9 契約超過金

- (1) お客様が契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力にピークロード契約種別の基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増したもののが1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) お客様が7(不足電力の補給にあてるための電気の使用通知)(1)による通知をされないでベースロード電力をこえて電気を使用された場合で、当社が当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき契約超過金の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額((1)の契約超過電力に係る契約超過金を除きます。)を、契約超過金として申し受けすることがあります。
- (3) 契約超過金は、原則として、契約電力またはベースロード電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに、その料金とあわせて支払っていただきます。

10 需給開始後の本契約の廃止または変更にともなう精算

お客様が、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで本契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとされる場合には、非常変災等やむをえない理由による場合を除き、当社は、本契約の消滅または変更の日に、接続送電サービス料金(当社が本契約にもとづきお

客さまに電気を供給するにあたって適用される託送約款等に定める接続送電サービスの料金をいいます。) をお客さまに精算していただきます。この場合、接続送電サービス料金は、ベースロード契約種別に準じたものとし、需給約款39（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう精算）に準じて算定した金額を申し受けます。

また、当社が当該一般送配電事業者等から、本契約の消滅または契約電力の減少にともなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

11 期 中 解 約 金

(1) ベーシックプランまたは市場調整ゼロプランの適用を受けるお客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、本契約の消滅日に、本契約の消滅日から契約期間満了日までの期間について算定されるベーシックプランまたは市場調整ゼロプランに係る基本料金（本契約の消滅日の前日のベースロード電力またはピークロード電力に基本料金率を乗じてえた金額に力率を100パーセントとみなして力率割引をしたものといたします。）の10パーセントに相当する金額を、期中解約金として申し受けます。ただし、本契約の消滅日が需給開始の日が属する年度の前の年度に属する場合の乗率は5パーセントといたします。

- イ 契約期間満了に先だってお客さまが本契約を廃止しようとされる場合
- ロ 需給約款41（解約等）により本契約が解約され、または消滅する場合
- ハ お客さまの都合によって需給開始に至らないで本契約を消滅しようとされる場合

(2) 期中解約金は、原則として、本契約の消滅日の前日を含む料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせて支払っていただきます。

12 そ の 他

(1) この要綱により電気の供給を受けるお客さまは、需給約款の予備電力を契約することができます。ただし、この場合の予備電力の契約電力および

料金は、次のとおりといたします。

イ 契 約 電 力

契約電力は、ベースロード電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまがベースロード電力の値と異なる契約電力を希望されるときの契約電力は、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、ベースロード電力の値が50キロワット未満のときを除き、50キロワットを下回らないものといたします。

ロ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、ベースロード契約種別の電力量料金に準じて、需給約款別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額または需給約款別表4（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはベーシックプランの基本料金(電気を使用する場合のものといたします。)の5パーセント、予備電源についてはベーシックプランの基本料金(電気を使用する場合のものといたします。)の10パーセントに相当するものを適用いたします。

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、ベースロード使用電力量およびベースロード契約種別の電力量料金率により算定いたします。

なお、電力量料金は、本契約の電力量料金とあわせて算定いたします。

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、本契約の力率割引

および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として本契約によって使用した電気とみなします。

- (2) 当社は、契約種別ごとに、需給約款23（料金の算定）および24（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。
- (3) 当社は、料金その他の計算における金額の算定について、契約種別ごとに端数処理を行なわず、契約種別ごとの料金その他の計算における金額を合計した金額について、需給約款4（単位および端数処理）(5)に準じて端数処理を行なうものといたします。
- (4) お客様が7（不足電力の補給にあてるための電気の使用通知）(1)による通知をされないでベースロード電力をこえて電気を使用された場合で、当該一般送配電事業者等から託送約款等に定める接続送電サービス契約電力の変更を求められたとき、またはピークロード電力が発電設備の容量（定格出力といたします。）と比べて不適当と認められる場合には、契約電力またはベースロード電力を適正なものに変更していただくことがあります。
- (5) ベーシックプランまたは市場調整ゼロプランの適用を受けるお客様は、契約期間満了に先だって、原則として他の契約種別に本契約を変更することはできません。

また、市場調整ゼロプランの適用を受けるお客様まで、特別高圧で電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受け、ベースロード電力が500キロワット以上の場合は、原則としてベースロード電力を90パーセント未満に減少することはできません。

- (6) 市場価格連動プランの適用を受けるお客様が、契約期間満了に先だって他の契約種別に本契約を変更する場合、4（契約期間）(1)により新たな契約期間を定めるものといたします。
- (7) その他の事項については、需給約款の定めを準用するものとし、この要綱は、需給約款の定めに優先して適用いたします。

附 則（実施期日）

この要綱は、2026年4月1日から実施いたします。